平成 31 年（2019 年）3 月 29 日
平成 30 年度第４回介護保険運営協議会
【 資料 7 】

地域包括支援センターの保健師に準ずる者の取り扱いの変更について

「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正について（平成 30 年５月 10 日付厚生労働省老健局通知）に基づき、地域包括支援センターの保健師に準ずる者の取り扱いを変更したい。

（参考）「地域包括支援センターの設置運営について」（一部抜粋）

> 6　職員の配置等
>
> （1）センターの人員
>
> センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置くこととする（施行規則第 140 条の 66 第１号イ）。
>
> しかしながら、三職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者として、以下に掲げる者を配置することもできることとされている。
>
> ①保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。（中略）
>
> なお、保健師に準ずる者については、平成 31 年度より、上記①かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を１年以上有する者とする。また、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うこと。

１　変更内容

保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師であり、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験（医療機関や介護施設及び、介護保険事業所等において、高齢者が円滑な在宅生活を送れるよう、相談支援業務に従事した経験）を１年以上有する者とする。

２　施行日

平成 31 年４月１日

なお、平成 31 年３月 31 日時点で地域包括支援センターに配置されている看護師については全て、上記１を満たす。